

付 議 第 3 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の成立に伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）が一部改正されたため、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。



7 高行管第 272 号
令和 7 年 9 月 4 日

高知県教育長 今城 純子 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

1 対象告示

- (1) 平成 15 年 4 月高知県告示第 224 号（地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）
- (2) 平成 27 年 3 月高知県告示第 131 号（地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）

2 改正内容

別紙のとおり

3 改正理由

- (1) 学校教育法及び児童福祉法の改正に伴い委任事務の内容が変更となるため
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い委任事務の内容が変更となるため

4 改正年月日

令和 7 年 10 月 1 日

告 示

高知県告示第 号

平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(2)に次のように加える。

ウ 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置（法第28条第2項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号において「認定こども園法」という。）第27条の5）

エ 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る専門的な知識を有する者への報告（法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の6第1項）

オ 入園児虐待の状況等の公表（法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の7第2項）

1の(7)ア中(イ)を(オ)とし、(ア)を(エ)とし、同(エ)の前に次のように加える。

(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）

(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）

(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第2項）

1の(7)イ中(イ)を(オ)とし、(ア)を(エ)とし、同(エ)の前に次のように加える。

(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）

(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）

(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第2項）

1の(7)ウ中(ク)を(サ)とし、(キ)を(コ)とし、(カ)を(ケ)とし、(オ)を(ク)とし、(エ)を(キ)とし、(ウ)を(カ)とし、(イ)を(オ)とし、(ア)を(エ)とし、同(エ)の前に次のように加える。

(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）

(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）

(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第

2 項)

1 の(7)中ウをエとし、同イの次に次のように加える。

ウ 保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備（法第18条の24第1項）

1 の(11)中「(7)ウ」を「(7)エ」に改める。

告 示

◎ 告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正

（行政管理課）

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日告示第224号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。</p> <p>1 略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この号において「法」という。）の私立幼稚園に関する次に掲げる事務</p> <p>ア 私立学校の設置の認可（法第4条第1項）</p> <p>イ 私立学校の廃止の認可（法第4条第1項）</p> <p><u>ウ 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置（法第28条第2項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号において「認定こども園法」という。）第27条の5）</u></p> <p><u>エ 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る専門的な知識を有する者への報告（法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の6第1項）</u></p> <p><u>オ 入園児虐待の状況等の公表（法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の7第2項）</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務</p> <p>ア 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務</p> <p><u>(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）</u></p> <p><u>(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等</u></p>	<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日告示第224号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。</p> <p>1 略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この号において「法」という。）の私立幼稚園に関する次に掲げる事務</p> <p>ア 私立学校の設置の認可（法第4条第1項）</p> <p>イ 私立学校の廃止の認可（法第4条第1項）</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務</p> <p>ア 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務</p>

改正後	改正前
<p><u>への報告（法第33条の15第1項）</u></p> <p><u>(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第2項）</u></p> <p><u>(エ) 一時預かり事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに一時預かり事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の12）</u></p> <p><u>(オ) 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は幼保連携型認定こども園（法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）において一時預かり事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の14第1項、第3項及び第4項）</u></p> <p>イ 病児保育事業（法第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務</p> <p><u>(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）</u></p> <p><u>(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）</u></p> <p><u>(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第2項）</u></p> <p><u>(エ) 病児保育事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに病児保育事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の18）</u></p> <p><u>(オ) 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所又は幼保連携型認定こども園において病児保育事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の18の2第1項及び第3項）</u></p> <p>ウ <u>保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備（法第18条の24第1項）</u></p> <p>エ 保育所及び認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務</p> <p><u>(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）</u></p> <p><u>(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）</u></p>	<p><u>(ア) 一時預かり事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに一時預かり事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の12）</u></p> <p><u>(イ) 一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は幼保連携型認定こども園（法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）において一時預かり事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の14第1項、第3項及び第4項）</u></p> <p>イ 病児保育事業（法第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事務</p> <p><u>(ア) 病児保育事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに病児保育事業の廃止及び休止の届出の受理（法第34条の18）</u></p> <p><u>(イ) 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等（保育所又は幼保連携型認定こども園において病児保育事業を行う場合の監査事務を除く。）（法第34条の18の2第1項及び第3項）</u></p> <p>ウ 保育所及び認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務</p>

改正後	改正前
<p>(ウ) <u>被措置児童等虐待の状況等の公表</u> (法第33条の16第2項)</p> <p>(エ) <u>市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理</u> (法第35条第3項及び第11項)</p> <p>(オ) <u>私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認</u> (法第35条第4項から第9項まで及び第12項)</p> <p>(カ) <u>保育所に係る最低基準維持のための監督</u> (法第46条第1項、第3項及び第4項)</p> <p>(キ) <u>県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員 の解職の指示</u> (法第56条の2第2項)</p> <p>(ク) <u>私立の保育所の設置の認可の取消し</u> (法第58条第1項)</p> <p>(ケ) <u>法第35条第3項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対 する立入調査等</u> (法第59条第1項及び第3項から第9項まで)</p> <p>(コ) <u>認可外保育施設に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更 の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの 届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知</u> (法第59条の2)</p> <p>(サ) <u>認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状 況に係る報告の受理等</u> (法第59条の2の5)</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>(7)エ及び(8)から(10)までに掲げる事務のほか、保育所及び認可 外保育施設に関する事務</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(ア) <u>市町村からの保育所の設置並びに廃止及び休止の届出の受理</u> (法第35条第3項及び第11項)</p> <p>(イ) <u>私立の保育所の設置の認可等並びに廃止及び休止の承認</u> (法第 35条第4項から第9項まで及び第12項)</p> <p>(ウ) <u>保育所に係る最低基準維持のための監督</u> (法第46条第1項、第 3項及び第4項)</p> <p>(エ) <u>県からの補助を受けた私立の保育所に対する予算変更及び職員 の解職の指示</u> (法第56条の2第2項)</p> <p>(オ) <u>私立の保育所の設置の認可の取消し</u> (法第58条第1項)</p> <p>(カ) <u>法第35条第3項の届出をせずに市町村が設置した保育所等に対 する立入調査等</u> (法第59条第1項及び第3項から第9項まで)</p> <p>(キ) <u>認可外保育施設に係る事業の開始の届出、当該届出事項の変更 の届出並びに当該事業の廃止及び休止の届出の受理並びにこれらの 届出事項に係る当該認可外保育施設の所在地の市町村長への通知</u> (法第59条の2)</p> <p>(ク) <u>認可外保育施設の設置者からの当該認可外保育施設の運営の状 況に係る報告の受理等</u> (法第59条の2の5)</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>(7)ウ及び(8)から(10)までに掲げる事務のほか、保育所及び認可 外保育施設に関する事務</u></p> <p>2・3 略</p>

告 示

高知県告示第 号

平成27年3月高知県告示第131号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(9)中「(8)」を「(11)」に改め、同(9)を1の(12)とし、1の(8)の次に次のように加える。

- (9) 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置（法第27条の5）
- (10) 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第27条の6第1項）
- (11) 入園児虐待の状況等の公表（法第27条の7第2項）

告 示

- ◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月24日告示第131号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。</p> <p>1 委任する事務</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 法第17条第1項の認可の取消し（当該処分に係る高知県幼保連携型認定こども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第22条）</p> <p><u>(9) 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置（法第27条の5）</u></p> <p><u>(10) 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第27条の6第1項）</u></p> <p><u>(11) 入園児虐待の状況等の公表（法第27条の7第2項）</u></p> <p><u>(12) (1)から(11)までに掲げる事務のほか、幼保連携型認定こども園に関する事務</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月24日告示第131号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。</p> <p>1 委任する事務</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 法第17条第1項の認可の取消し（当該処分に係る高知県幼保連携型認定こども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第22条）</p> <p><u>(9) (1)から(8)までに掲げる事務のほか、幼保連携型認定こども園に関する事務</u></p> <p>2・3 略</p>

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（1）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（3）虐待対応の強化【児童福祉法、認定子ども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者を子ども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

① 制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある**。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある**。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」(※)について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。
(※) 令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

②改正内容

- **都道府県が、以下の業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。** ※指定都市・中核市は努力義務。
 - ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援**
 - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。